

## 第27号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条中第26号を第27号とし、第12号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第11号中「及び中学生」を「、中学生及び高校生」に改め、同号を同条第12号とし、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 高校生 市内に住所を有する15歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条第2項中「、幼児等保護者、こども保護者」を削り、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

## 第 27 号議案 要旨

### 加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

加東市の将来を担う若い世代が加東市に住み続け、安心して子供を産み育てられるよう子育てを支援するため、乳幼児等医療費助成制度及びこども医療費助成制度の助成対象を拡充することに伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) こども医療費助成制度の助成対象を高校生に相当する年齢まで拡大すること。（第 2 条関係）
- (2) 乳幼児等医療費助成制度及びこども医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。（第 3 条関係）

#### 3 市民負担への影響

これまで所得制限により助成対象にならなかった幼児、小学生及び中学生並びに年齢要件により助成対象としていなかった高校生に相当する年齢の者について、助成対象とすることで子育て世帯の経済的負担を軽減する。

#### 4 市財政への影響

助成対象者の増加により、31,279千円の支出増となる。

#### 5 施行期日 令和4年7月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> こども 市内に住所を有する高学年児及び中学生をいう。</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)</u> 高校生 市内に住所を有する15歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> こども 市内に住所を有する高学年児、中学生及び高校生をいう。</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p>

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(助成対象者)

第3条 (略)

2 前項に掲げる者のうち、高齢期移行者、重度障害者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 幼児等保護者 幼児等保護者（当該幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない者である場合にあっては、その幼児等の生計を維持するその幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者）の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の市町村民税の所得割の額の合計額が23万5千円未満であること。

(4) こども保護者 こども保護者（当該こども保護者が当該こどもの生計を維持できない者である場合にあっては、そのこどもの生計を維持するそのこどもの民法第877条第1項に定める扶養義務者）の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の市町村民税の所得割の額の合計額が23万5千円未満であ

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(助成対象者)

第3条 (略)

2 前項に掲げる者のうち、高齢期移行者、重度障害者 \_\_\_\_\_、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているものとする。

(1)・(2) (略)

ること。

(5) (略)

3 (略)

(3) (略)

3 (略)